

# 2019 年度 社会福祉法人阪南市社会福祉協議会事業計画

## I. 基本目標

- 市民みんなの基本的人権を大切にする福祉のまちづくり』
- 住民自治・市民参画による福祉のまちづくり
- 「公民協働」による福祉のまちづくり

第3期阪南市地域福祉推進計画 基本理念より

## II. 基本方針

### 1. はじめに

昨年は、大阪で大規模な災害が続きました。そこで問われたものは、日ごろからの備えとネットワークの大切さでした。阪南市においても縦割りを超えて職員、ボランティア、地域をはじめ施設や行政、諸団体などがそれぞれの役割や機能を最大に発揮し、協働して取り組むことの重要性が改めて確認されました。災害に強いネットワーク活動を展開するために、日頃から近隣の関係づくりや災害対応経費の確保を含めた体制の基盤整備が重要となっています。

また高齢化、人口減少によって世帯の単身化が一層進んでいます。社会的孤立や差別、虐待、自殺、子どもの貧困、引きこもり、介護離職、不安定就労による生活困難などのさまざまな社会問題への対応が求められています。これらは住民の身近な生活圏域において複雑、多様な福祉課題、地域課題となって表れています。阪南市社会福祉協議会では、地域の皆さんとともに課題の解決を図り、地域共生社会の実現に向けてさらにネットワークの強化を図っていきます。

「我が事・丸ごと」のモデル事業は、最終年を迎えます。この間の成果をもとに地域に暮らす人々が互いに関心をもって、世代や分野を超えてつながり合い、一人ひとりの暮らしと生きがいをもとにつくっていきましょう。新しい年代を迎え、温もりのある阪南市、地域コミュニティの持続性を高めていくために住民、ボランティア、施設、事業所、市役所などと協働した事業活動を全面的に展開しましょう。

阪南市社会福祉協議会は、引き続き、誰もが地域づくり活動に参加できる仕組みをつくりまします。一人ひとりの切実な声を受け止めることを目標にします。どんな困難を抱えていても孤立せず、排除されず、市民の人権が尊重される住民主体のまちづくりをめざします。未来に夢や希望をもち、ふだんの暮らしのしあわせと安心を感じられる地域社会をともにつくっていきましょう。

## 2. 事業活動の取組みの方向性

- 【1】 住民とのより一層の信頼関係を土台として、役職員が一体となって、組織経営の強化と事業運営の透明性を高めながら、財務規律を強化し、地域福祉推進の使命を果たします。
- 【2】 関係施策の変化に対応しながら、第3期地域福祉推進計画に基づき社協・住民と行政による効果的な連携・協働のパートナーシップを築き、新しい時代の地域コミュニティ(地域福祉条例)の実現をめざします。日頃から「顔の見えるネットワーク化」を図り、災害時に生かすとともに活動の基盤を確立します。
- 【3】 社協の強みであるネットワークを張り巡らせ、社会教育、環境、防災・防犯、農漁業など他分野とも積極的に連携協働し、地域で活躍する人材育成に努め、住民、高齢者、若者、学生、生徒、児童などみんなが担い手となる活動を進めます。
- 【4】 より生活に身近な生活圏域に多機能、多世代の居場所を地域、施設、機関、団体などの協力で創りだします。とりわけ子どもの居場所づくりを推進します。
- 【5】 住民の暮らしの「ささいな困りごと」を解決する取り組みを進めます。また、公民協働で介護、子育て、障がい、病気、就労、家計など暮らしを「丸ごと」支える相談体制をつくり、包括的な支援体制による問題解決を進めます。
- 【6】 つながりの喪失、社会的孤立や貧困、引きこもりなどに目を向け「制度の狭間」の課題に果敢に取り組めます。縦割りを超えて他分野と連携しながら問題解決の手立てを探ります。共通の課題を抱える当事者との交流や組織化を進めます。
- 【7】 「他人ごと」から「我が事」への意識の醸成するため、市民参画を重視した事業活動をすすめます。福祉教育、ボランティア学習、地域講座などを開催し、「共に暮らす」を育む福祉文化の創造に努め、市民の活動参加を進めます。
- 【8】 地域包括支援センターは、自立支援・介護予防の強化とともに地域包括ケアの実現に向けた中核機関として、人と人がつながりゆく地域づくりと一体的に機能させていきます。
- 【9】 公的財源の縮減や委託料の廃止等により、経営困難な状況に直面しています。事業の見直し、経費節減に努め、地域づくりに資する事業補助、助成等を柔軟に活用していきます。企業の社会貢献活動などと協働していく観点を重視していきます。募金や寄付金に創意工夫をもって取り組み、収益事業の検討、実施して自主財源の積極的な造成に努めます。

## Ⅲ. 事業計画

### 法人運営事業

#### 【経営基盤の強化】

阪南市社会福祉協議会は、地域福祉を推進することを目的とする、住民が主体となった唯一の社会福祉法人であることの使命・役割を強く認識し行動することとします。

市民一人ひとりの生命と暮らしを大切にす地域での福祉活動への支援を維持・継続・発展させることを使命とし、そのための組織運営基盤の確立・経営の強化を急がねばなりません。

そのためには、理事会機能の向上、職員体制の確立と専門性の向上、財政運営の適正化、自立性向上を図ります。

また、暮らしを取り巻く変化や市の施策・事業、市民活動の高まりを踏まえ、本会の核である民の要（調整役）として市民からの信頼と支援を拡大するため、地域支え合い活動協力金の発展強化、広報紙「ふくしはんなん」の拡充に取り組みます。合わせて適正な財政基盤が整えるよう市に対しての予算等要望を続けてまいります。

#### 【事業の展開】

1. 定款・諸規程および指針の遵守・徹底
  - (1) 定款・諸規程および指針内容を遵守するための周知・教育
2. 理事会機能の強化および職員体制の強化
  - (1) 各種会議の開催
    - \* 理事会、評議員会、三役会議等の開催
  - (2) 担当理事制の導入
    - \* 理事に担当事業を割り当て
  - (3) 理事会通信の発行
    - \* 理事会での協議内容や決定事項を記載した理事会通信の広報紙「ふくしはんなん」へ掲載
  - (4) 職員体制の強化および専任事務局長設置費の確保
3. 財政の健全経営
  - (1) 収益事業等の自主財源確保策の検討
  - (2) 経理規程を遵守した会計業務の執行
  - (3) 担当理事・監事・外部専門家によるチェック体制の徹底
4. 会員の支持拡大
  - (1) 組織構成会員の拡充
    - \* 新規会員の拡充
  - (2) 地域支え合い活動協力金（賛助会員募集）の発展強化
    - \* 事業の周知 PR と賛助会員加入の促進
5. 広報活動の強化
  - (1) 広報紙「ふくしはんなん」の充実・強化

- \* 「ふくしはんなん」の定期発行
- \* 市民にわかりやすい情報提供・紙面づくり

(2) ウェブ上での情報発信

- \* ホームページ・ブログ等での本会活動および各相談事業等の紹介

6. 役職員の資質向上

(1) 各種研修会への参加

- \* 関係する研修会への役職員の参加促進

(2) 職員研修の実施

(3) 職員会議・担当部署間会議・職員学習会の充実

7. 福祉人材の育成

(1) 社会福祉援助技術実習の受け入れ

(2) 短期インターンシップの受け入れ

(3) 就労支援事業所からの企業体験の受け入れ

### ボランティアセンター事業

地域における多様な福祉問題に対応するため、ボランティアセンターの運営強化や若年層や地域活動者への福祉教育、新規活動者の開拓を目指します。

また、専門性のあるボランティア養成の場を活用し、必要に応じたボランティア活動を支援すると共に、校区（地区）福祉委員会等の地域に根ざした活動団体とNPO、市民活動団体等が力を合わせ協働できる地域福祉活動を展開します。

#### 【事業の展開】

1. “話し合いのススメ” ～様々な人が話し合う機会・場の充実～

- (1) 運営委員会・コーディネーター連絡会の開催
- (2) 「ボランティア★ひろば（全体会）」の開催（年1回）

2. “日常時も災害時にも安心なまち” ～要援護者を把握し共に助け合える体制づくり～

- (1) 災害ボランティアセンターマニュアルの作成に向けた議論
- (2) 防災カフェの開催
- (3) 災害ボランティアセンター設置訓練

3. “つなぐ、つながる” ～困りごとを受け止め支え合う地域福祉のネットワークづくり～

- (1) 登録ボランティアグループ連絡会の開催
- (2) 第16回ボランティア・市民活動フェスティバルの開催
- (3) 公民館、施設、団体、企業との連携

4. “みんなが担い手に” ～地域の福祉活動を支える多様な担い手づくり～

- (1) 若年層のボランティア体験として夏休みボランティアDAYの実施

5. “出会う・過ごす・活躍する” ～より身近な多機能型の居場所づくり～

- (1) ひとりひとりの個性が輝く居場所づくりの充実

6 “「他人事」から「私事」に” ～『共に暮らす』を育む福祉のまちづくり～

- (1) プルタブ、入れ歯、古切手などの寄付文化を根ざしていく
- (2) 各小中学校へ出向き夏休みボランティア DAY の事前説明や事業報告の実施
- (3) 小学校、中学校での福祉、ボランティア等に関する出前授業

## 小地域ネットワーク推進事業

住民が主体となり、誰もが安心安全に住み暮らしあえる地域共生社会づくりを推進します。福祉委員会を中心に、地域の各種団体や事業者・専門職を巻き込みながら、個別訪問活動や誰もが集える居場所づくり等を推進します。また、新たな施策や担い手・行政等との協働のための橋渡しを、コミュニティワーカー(地区担当職員)が住民の側に立ち、支援します。

### 【事業の柱】

- 福祉委員会運営・活動への支援
- まちなかサロン・まちなかカフェの拡大・発展
- 「ふくしを文化に」プロジェクト（福祉教育等）の推進

### 【事業の展開】

#### 1. 地域支援の充実

- (1) コミュニティワーカー地区担当制による校区（地区）福祉委員会支援
  - \* 校区（地区）福祉委員会の会議・活動への出席
  - \* 校区（地区）福祉委員会組織運営および活動への専門支援
  - \* 当事者・関係機関団体・事業者・行政等との連絡調整
- (2) 校区（地区）福祉委員会間の連絡調整・情報交換の促進
  - \* 市内の校区同士の視察交流の開催
  - \* 校区（地区）福祉委員長・事務長合同会議の開催
- (3) まちなかサロン・まちなかカフェの推進
  - \* まちなかサロン・カフェネットワーク連絡会の運営
  - \* 新規立ち上げや運営の助言と各種支援
  - \* サロン・カフェパンフレットの発行と各種情報発信
- (4) 各種研修会・フォーラムの開催
  - \* まちなかサロン・カフェ推進フォーラムの開催
  - \* 福祉委員会新任役員研修（役員改選時）
- (5) 子育て支援の推進
  - \* 身近な地域での子育てサロン活動の推進
  - \* NPO 等団体との協働事業
- (6) 地域包括ケアと地域福祉の一体的推進
  - \* 市内の CSW 間の連携構築と住民活動等とのつながりづくり
  - \* 住民活動者と専門機関・事業者・行政等との連携づくり
  - \* 地域包括支援センターとの連携・協働

\* 地域支えあい会議の運営への参画・協力

(7) コミュニティワーカー（地区担当）の資質向上

\* コミュニティワーカーの各種専門研修への参加

\* 地域支援担当者会議の定期開催

## 2. 暮らしの安心ダイヤル事業

(1) 福祉委員会、民生委員児童委員協議会等との協働による登録・見守り促進

(2) 市と連携し、災害時等の安否確認の情報伝達・集約

## 3. eコミュニティプラットフォームを活用した地域福祉活動支援事業

(1) ITを活用した防災見守り活動の推進

## 4. 「ふくしを文化に」プロジェクトの推進

(1) 市民向け講座「社協セミナー」の開催

\* “福祉” “暮らし” に関する市民に役立つ講座を実施

## 5. 公民協働プロジェクトチームの運営

(1) 第3期地域福祉推進計画にもとづく公民協働プロジェクトチームの運営

## 6. 地域福祉推進計画の進捗管理と地域福祉推進連絡協議会の運営

(1) 地域福祉推進連絡協議会・地域福祉推進計画作業委員会の開催

(2) 第3期地域福祉推進計画の推進と進捗管理

(3) 第3期小学校区ふくしのまちづくり計画の推進と進捗管理

(4) 地域福祉条例（仮称）策定過程への参画

## 当事者組織支援事業

同じ状況にある人同士が集まり、悩みの共有や学習、情報発信をする当事者組織の組織化や運営支援をおこないます。

### 【事業の展開】

#### 1. 介護者（家族）の会支援

(1) 担当者による会運営支援

\* つどい、介護者リフレッシュバスツアー、介護者だより発行等

(2) 運営助成金の交付

#### 2. 高齢者や障がい者の作品展等の活躍できる場の開催

#### 3. 当事者組織の支援・組織化

(1) 障がいのある子を育てる親の居場所「ほっこりーな」支援

## 日常生活自立支援事業

高齢者の増加、障がい者の地域移行が進む中、判断能力の不十分な方の権利を護り、自立支援を行なう本事業のニーズはますます伸びています。

その中で、本事業の利用相談者にスムーズな相談対応を行うことに加え、本事業での対応が困難なケースについては成年後見制度の利用等につなげていくため、地域包括支援センターや行政等との連携を図っていきます。

また、福祉サービスの利用援助や金銭管理サービスだけでなく、利用者それぞれの生活を支えるべく、各関係機関や地域等とのつながりづくりを進め、地域の中で利用者が暮らし続け、権利が護られるよう努めていきます。

## 【事業の展開】

1. 日常生活自立支援事業の充実
  - (1) 適切なサービス利用のための相談・権利擁護
    - \* 体制の整備、成年後見・市民後見制度、生活困窮者自立支援事業との連携
  - (2) 事業の周知
    - \* 広報紙「ふくしはんなん」への掲載
  - (3) 研修会・勉強会への参加
2. 地域の中で暮らし続ける環境づくり
  - (1) 民生委員、ボランティア等地域住民の協力体制づくり
  - (2) 利用者の地域の活動・行事への参加推進

## 福祉資金貸付事業

低所得者等への貸付事業を通し、経済的援助をおこなうことで自立への助けとします。また、相談を通して経済的な問題以外の点にも目を向け、自立支援に結び付けるよう支援します。

また、生活困窮者自立支援機関と密に連携を取りながら支援します。

## 【事業の展開】

1. 貸付相談の実施
2. 相談しやすい雰囲気づくり
3. 各種貸付制度のホームページ等での周知 PR

## 地域力強化推進事業

子ども、高齢者、障がい者等の全ての市民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現をめざし、市民の身近な圏域で、主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを進めます。

なお、実施にあたり、生活支援コーディネーターの施策と一部統合実施し、一体的・効果的に地域づくりを進める事業実施につとめます。

## 【事業の展開】

1. 共生の地域づくり本部長・共生の地域づくり推進員の配置
  - (1) 共生の地域づくり本部長の配置
  - (2) 共生の地域づくり推進員の配置
    - ・生活支援体制整備事業での第2層生活支援コーディネーターと兼務配置
2. 実施事業
  - (1) 福祉を文化にプロジェクト
    - ・ 地域福祉条例（仮称）の策定過程への参画
    - ・ 地域での学習会の開催

- ・ みんなでニコニコスポーツフェスティバルの定期開催
  - \* 小学校や福祉施設での出前講座の実施
- ・ 災害にも強い地域づくりの推進
  - \* 専門職と連携し、くらしの安心ダイヤル事業の推進・見直し
  - \* 地域での防災・福祉活動の推進
- (2) 子ども福祉委員の拡充
  - ・ 小中学校区での「子ども福祉委員」運営支援
  - ・ 「子どもボランティアサミット」の開催
- (3) 子どもの居場所プロジェクト
  - ・ 波太学（学習支援）運営支援
  - ・ 子ども食堂、学習支援等の地域活動の運営支援
  - ・ 子どもの居場所に関するネットワーク会議の開催
    - \* 活動者同士の学習会の開催
- (4) 多世代交流サロン
  - ・ 共生型サロン「きらきら」の開催・運営支援
  - ・ 多世代交流サロンの立ち上げ支援・運営支援
- (5) 地域福祉拠点づくり
  - ・ 身近な拠点や地域活動での相談の場づくり
  - ・ 新たな地域福祉拠点の確保
  - ・ 拠点を活用した地域福祉活動・まちづくりの推進
- (6) 「産・福」連携による地域活性化
  - ・ おにぎりカフェの実施、おにぎり会の運営支援
    - \* 農業を切り口にした障がい者や高齢者・認知症当事者の社会参加への支援と、子どもたちとの世代間交流。
  - ・ 漁業などの地元産業分野との連携構築とまちづくりの促進
    - \* カキ小屋への引きこもり青年等の参加促進

### 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

子ども、高齢者、障がい者等の全ての市民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現をめざし、介護、障がい、貧困、さらには育児と介護を同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを支援し、推進していけるよう取り組みます。

#### 【事業の展開】

1. 相談丸ごとネットワーク推進員の配置
  - (1) 相談丸ごとネットワーク推進員の配置
    - ・ 民の他職種ネットワークの推進役
    - ・ 4 圏域の CSW の基幹的役割



2. 社会福祉施設連絡会の運営
  - (1) 各法人の地域貢献活動等の推進
  - (2) 地域貢献リストの作成
3. 相談者等に対する支援の実施
  - (1) 支援困難なケースや、複合課題を持つ制度の狭間のケースへの同行訪問
4. 相談支援包括化ネットワークの構築
  - (1) 全世代・全対象をつなぐ民の相談支援包括化ネットワークの構築
5. 市が進める庁内連携推進体制構築への協力
  - (1) 庁内連携推進会議への参画
6. 新たな社会資源の創出
  - (1) ゴミ屋敷やひきこもりなどのプロジェクトの構築
  - (2) ひきこもりの若者への就労支援へつながる事業を開始
7. 地域共生社会の周知
  - (1) CSWパンフレットの配布

### 生活支援・介護予防サービス協議体運営事業

介護保険制度の改正に伴い配置された協議体の運営と第一層及び第二層生活支援コーディネーターを受託します。実施にあたっては、住民の主体性を尊重し、ニーズや資源の実態を把握して、協議のもと、地域に必要なサービスや住民相互の支え合い活動を創出するよう取り組みます。

#### 【事業の展開】

1. 関係団体のネットワーク化・分野を超えた合意形成・施策化
  - (1) 協議体会議の開催
  - (2) 協議体運営会議の開催
  - (3) 第二層協議体の立ち上げ支援
2. 高齢者等の生活支援・介護予防サービスの資源開発や基盤整備
  - (1) 移動・買い物支援学習会の開催
  - (2) 阪南市第三層生活支援コーディネーター養成研修の開催
  - (3) 支え合い活動応援研修の開催
  - (4) まちなかサロン・カフェ MAP の更新
  - (5) 新たな社会資源の発掘、高齢者、障がい者、若者の活躍を促進
3. ニーズと活動をマッチング
  - (1) 地域の支援ニーズとサービス提供主体をつなぐ

## 介護予防事業（市受託）

### 【自立支援・介護予防意識の向上】

生活機能の低下を予防することで自立した日常生活を営むことをめざし、元気でいつまでも生きいきと暮らせるよう地域全体で支援します。校区（地区）福祉委員会をはじめとする、地域の諸団体と協働して実施することで、身近な地域での社会参加を促します。あわせて、認知症予防についても対策を進めます。

### 【重点ポイント】

- ①他の介護予防事業との連動
- ②1年を通して介護予防に取り組む意識啓発
- ③現在、活動しているサロンやカフェの高機能化（専門職・事業所との協働）

### 【事業の展開】

1. こつこつゆうゆう体操（筋力アップ教室）
2. のびのび体操（脳とカラダの健康教室）
3. 出張栄養教室（食と栄養に関する教室）
4. 地域回想法教室（認知症予防教室）
5. 歌の健康サロン（口腔機能強化教室）

## 善意銀行事業

寄付金窓口としての周知 PR をさらに広げるとともに、有効な活用をおこない、広報紙「ふくしはんなん」紙面での報告を掲載する。

### 【事業の展開】

1. 善意銀行預託金品の受け取り・払い出し
2. 広報紙「ふくしはんなん」での実績報告

## ふれ愛ホーム事業

本会の基本財産に位置付けている地域福祉活動の拠点施設としての役割を果たすため、事業展開をおこないます。

### 【事業の展開】

1. 子育て支援の拠点として NPO 法人に場所を提供し、事業を展開します。
2. 本会広報誌等で、積極的にふれ愛ホームでの子育て支援事業の PR をします。

## 地域交流館事業（市指定管理）

阪南市地域交流館の第 2 期（5 カ年）の指定管理 3 年目となります。地域福祉活動、生涯学習活動・社会教育活動（尾崎公民館）、NPO 等市民公益活動（市民活動センター）のそれぞれの活動と相互に支え合い連携を図る調整役機能として本会が最大限に力を発揮して業務をおこないます。民の要として「学び」から福祉活動、そしてまちづくり活動へという知の循環において、地域福祉の推進をめざすという住民自治への新しいステージに入ります。

## 【事業の展開】

1. 地域福祉活動と自主的で公益的な活動等の連携に関連する調整業務
  - (1) 尾崎公民館、市民活動センター、本会による定例連絡会議の開催
  - (2) 地域交流館総合情報コーナーの設置・情報の発信
    - \* 総合情報コーナーの設置
    - \* 3団体の情報を一元化した「交流館だより」の発行
    - \* 館内の情報掲示
  - (3) 市民向けの地域交流館自主事業の実施
    - \* カフェはなていの運営
    - \* まちライブラリーの運営
    - \* 地域交流館まつりの開催
    - \* 社協事業を通じた交流館のPR  
(社協セミナー、V市民活動フェス、認知症啓発・支援の事業でのPR、  
当事者団体の拠点支援によるPR)
2. 施設管理業務の適正かつ効率的な実施
  - (1) 施設および設備の維持管理業務
  - (2) 利用料金および経費等の適正な管理
  - (3) 施設の効果的効率的な運営による経費の縮減
3. 職員の管理・研修体制
  - \* 内部会議や研修等を活用し、職員の資質向上に努めます。

## 共同募金協力事業

本会に阪南地区募金会の事務局を置いており、社会福祉法に位置付けられている地域福祉推進の取り組みである共同募金運動に、地域の住民・活動団体等の参加を得ながら、積極的に協力します。

## 【事業の展開】

1. 赤い羽根共同募金運動への協力
  - (1) 一般募金
    - \* 戸別、街頭、法人、職域、学校、バッジ
    - \* やさしさ募金箱の設置
  - (2) 歳末たすけあい運動
    - \* 街頭募金への参加団体の拡大
    - \* 地域の福祉団体への配分

## 各種基金運営事業

地域福祉の推進等を目的とし本会で設置している基金について、基金の造成を進めるとともに、適切な管理のもと、設置趣旨にもとづく運営をおこないます。

## 【事業の展開】

### 1. 各種基金の管理と運営

#### 地域包括支援センター事業

##### 【重点項目】

#### 1. 地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現

高齢者を中心とした児童・障がいを持った方々など全ての住民が住みなれた地域で安心していきいきと健康で暮らし続けられるよう、医療・介護・福祉・保健の専門性を活かしたサービスと阪南市内で活発に取り組まれている住民主体の支え合い活動などと連携しながら、地域全体で支えていく仕組み“地域包括ケアシステム”を深化させていきます。

#### 2. 地域包括支援ネットワークと協働した地域づくりの推進

専門職や事業所を中心とした「地域包括支援ネットワーク」をより推進させ、地域活動に専門職や事業所が積極的に参画しながら、地域全体の福祉力の向上をめざした地域づくりを進めていきます。このことにより、地域住民と事業所が協働した地域課題解決力が強化され、地域課題の早期発見、早期対応、居場所や生活支援資源の創出、そして課題そのものを生まない地域づくりを実現させていきます。

##### 【重点事業】

#### 1. 自立支援・介護予防の推進

#### 2. 認知症施策の推進

- ・認知症地域支援推進員を中心とした認知症施策の推進
- ・認知症初期集中支援チーム活動の推進

#### 3. 在宅医療と介護連携の推進

#### 4. 地域支え合い会議の推進

#### 5. 地域包括支援ネットワークの推進

## 【事業の展開】

### 1. 包括的支援事業

- (1) 介護予防ケアマネジメント業務
- (2) 総合相談支援業務
- (3) 権利擁護業務
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (5) 介護予防・生活支援サービスの体制整備
- (6) 認知症対策の推進
- (7) 地域支え合い会議の推進
- (8) その他、在宅医療・介護連携の推進事業

### 2. 指定介護予防支援

- (1) 介護予防サービス計画の作成
- (2) 介護予防ケアマネジメントの作成
- 3. 介護予防事業への協力
  - (1) 介護予防教室への勧奨などの協力
- 4. 任意事業への協力
  - (1) 介護用品支給事業などへの協力

